

利益相反に対する基本認識と大学に求められる対応

■ 利益相反に対する基本認識と大学に求められている対応

◆利益相反に対する基本認識

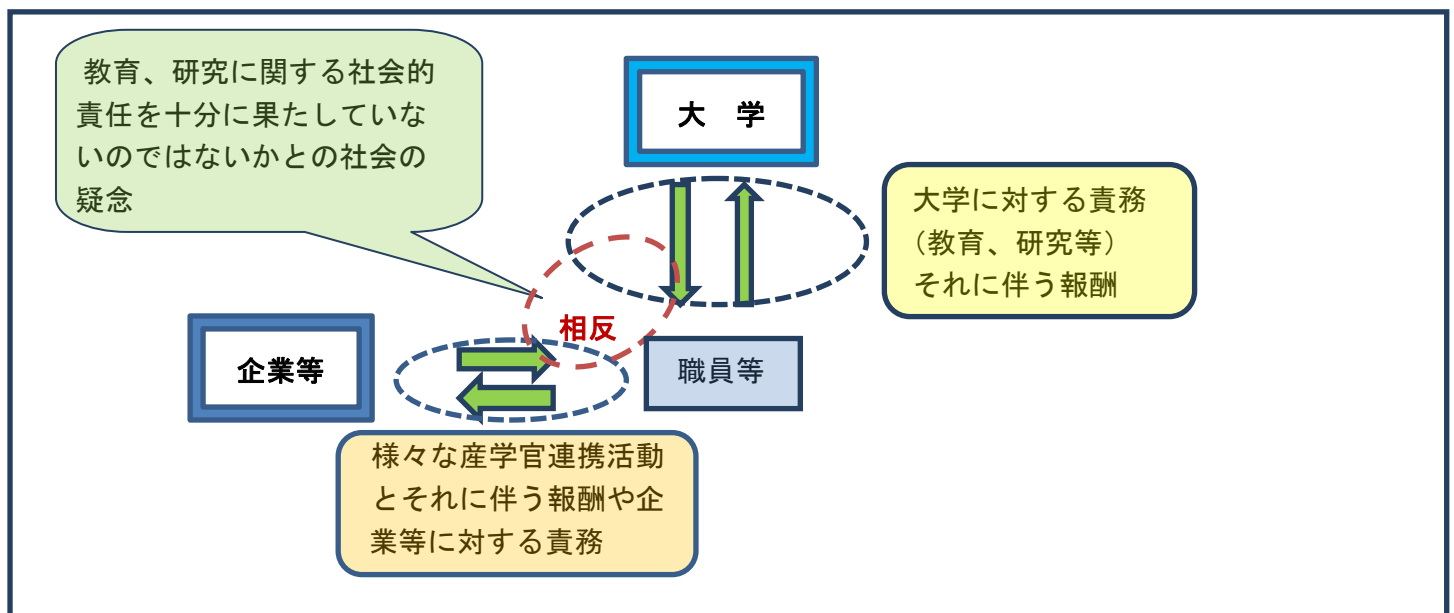
- 利益相反は産学官連携に伴い日常的に生じ得る状況。
(兼業・寄附金・受託研究・共同研究等の受入など)
- 「利益相反マネジメント」は、「規制」ではなく、情報開示・事実関係の検討や対応方策の提案等を通して、社会的信頼を確保することが重要。

◆大学が求められている対応

- 利益相反は日常的に生じ得るものであり、なくすものではなく、適切にマネジメントするべきもの。
- 大学は、主体的・自立的に利益相反マネジメント体制の構築・独自のポリシーを明確にし、組織として実施責任を果たすことが重要。

■ 利益相反マネジメントの必要性

利益相反は、一律に回避すべき問題ではなく、組織的マネジメントにより、弊害が起こることのないようにコントロールすべき状況として取り扱います。



産学官連携を進める上で、大学や職員等が特定の企業等から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲での責務を負うことは当然に想定され、また必要なことです。

ただ、一方では、教育と研究という使命を持つ大学と、営利や特定の公益を追及する企業等との立場の違いから、産学官連携活動による利益や責任と、大学における責任とが衝突する状況も生じうると言えます。

職員等の個人的な経済的利益等の影響から「教育、研究に関する社会的責任を十分に果たしていないのではないか」との社会の疑念が生まれるかもしれません。職員等の大学に対する責務等が、意識しているか否かに関わらず、研究、評価時における判断自体がねじ曲げられるなど、結果的に正しい結果に結びつかないような状態に至った場合、これは、産学官連携活動の大きな弊害となります。

■ 法令違反と利益相反の違い

法令違反は、法令上の規制に対する違反行為で、これらには、法令で定められた制裁・責任（刑事罰、行政罰、民事の損害賠償責任等）が課せられます。そして、司法当局や行政による強制力が伴います。

一方、利益相反は、必ずしも法令違反となるわけではないものの、社会から見た外観上、「問題があるのではないだろうか」との疑念が起こりうる状態（アピアランス）です。

社会的な非難を受けること、すなわち、社会からの信頼を損ねることは、大学が目指す産学官連携活動の大きな阻害要因であり、適切なマネジメントを導入して、大学としてふさわしい社会的信頼（インテグリティ）を確保しなければなりません。

また、利益相反を的確にマネジメントすることで、法令違反を未然に防ぐ効果も期待できます。

法令違反と利益相反の違い

	法令違反への対応	利益相反への対応
責任の性質	法律上の責任（刑事罰、行政罰、民事上の損害賠償）	社会に対する説明責任、社会的責任
責任の主体	規制に違反した個人・法人の責任者等	大学（組織）
違反・相反状態への対応方法	一律に回避されるべき状態	必ずしも回避する必要はなく、情報開示やモニタリング等、透明性を高めることによりマネジメント可能
判断基準	法令による一律ルール	各大学ごとのポリシーによるルール、利益相反委員会で個別に判断、多様な対応方法が可能
最終的な判断権者	裁判所	大学

（利益相反ワーキンググループ報告書（文部科学省：平成 14 年 11 月 1 日）より転載）

